

※ 登録番号	第1046号 (令和6年 6月17日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	法人 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	かぶしがいしやもりのじしょ 株式会社杜乃地所	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	きむら ちょうじ 木村 兆志	
5.資本金額	1,000万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
きむら ちょうじ 木村 兆志	代表取締役	常勤 非常勤
		常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
きむら ちょうじ 木村 兆志 助言の業務を行う者	代表取締役	
計 1 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
株式会社杜乃地所	平成28年2月2日	〒420-0838 静岡市葵区相生町3-8 TEL 054-248-8883 FAX 054-248-8884
計 1 店		

9.業務の方法

<p>1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。</p> <p>①種類：主に業務用ビル</p> <p>②規模：主に延床面積100㎡以上</p> <p>③所在する地域：主に静岡県静岡市及びその周辺</p> <p>2. 助言の方法は、単発的な取引に係る助言及び、一定期間継続的な資産運用に係る助言等。</p> <p>3. 報酬体系は投資総額の2%～5%とする。 但し、詳細は契約締結時に決定する。</p> <p>4. 報酬の受領時期は、業務完了時とする。</p>
--

10.既に有している免許、許可又は登録

業 の 種 類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
② 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	静岡県知事 (5) 第11870号	令和3年6月16日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 不動産に売買およびその仲介斡旋 2. 不動産の賃貸借およびその仲介斡旋 3. 不動産管理業 4. 不動産コンサルタント業 5. 土地の造成、開発および分譲 6. 駐車場の管理、運営 7. 店舗設備、什器備品の賃貸並びに販売、斡旋 8. 土木建築工事請負および施工 9. 建築の調査、企画 10. 建築物の工事の設計監理 11. 投資および投資顧問業 12. 損害保険代理業 13. 上記各号に附帯する一切の業務
--

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住 所
きむら ちょうじ 木村 兆志	200株	100%	静岡市葵区相生町 3-8

1 3.役員の内職の状況

(ふりがな) 役員の内職	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類